

平成27年(フ)第35号 執行異議申立事件
申立人(債務者) 吉田益夫
債権者 豊田泰文

反論書

平成27年4月22日

申立人(債務者)吉田 益夫



平成27年4月20日付債権者の意見書について下記の通り反論する。

1. 平成27年4月7日の強制執行当時の状況

(1) 平成27年4月7日、強制執行時に、6台のサーバーコンピュータと1台のクライアントコンピュータには、電源が入り稼働していたのは、執行官、井村太一が確認しており、申立人に、電源を落とせる状況にするように指示を行っている。申立人は、クライアントコンピュータから、各サーバーに対して遠隔操作を行って各サーバーの電源を切れる状態にした。つまり、強制執行前は、各サーバーは稼働しており電気通信事業を行っていたのは、明らかである。債権者側で立ち会ったのは、債権者の豊田泰文と、代理人の弁護士、大田達也で、代理人の弁護士、重藤雅之は立ち会っていない。

(2) 申立人は、代理人弁護士、大田達也に対し、強制執行1時間前にでも連絡があれば、利用者に電気通信事業のサービスを停止する旨の告知ができたのにと抗議を行っている。

(3) 申立人は、執行官、井村太一に対し、強制執行で差押の物品は、差押禁止動産であると抗議を行ったが、井村太一は、和歌山地方裁判所民事部と話をしてほしいとのことで、申立人は、強制執行中に和歌山地方裁判所民事部に電話で抗議を行い、強制執行終了後すぐに、和歌山地方裁判所に差押禁止動産の範囲変更の申立て(後に、すべての差押動産が差押禁止動産のため、

平成27年4月10日、差押異議申立書に切り替えていた。)を行った。

2. 申立人の電気通信事業について

(1) 債権者らは、今回の強制執行を行った判決のあった裁判(平成26年(ワ)194号)の中で、申立人が、電気通信事業を行っていることと、電気通信事業で収入を上げていることを認めている。申立人が電気通信事業を行っていないければ、当該裁判も起きなかつたので、債権者らの、主張は二枚舌だと言わざる得ない。

(添付資料1、2、3)

(2) 申立人は、和ネットだけを運営しているのではないことも、債権者らは知っている。そのため、判決では、和ネット以外の和ネットニュースの記事も対象となっている。債権者らは、申立人が、和ネットニュースの記事配信に使っているtwitterの写しを資料に使っているが、4月7日以前の配信記事については、和ネットニュースが稼働していた事実を隠すために、意図的に隠蔽を行っている。(添付資料4、5)

和ネットニュースのシステムは、配信記事があった場合(記事訂正も含む)、自動的にtwitterに記事の題名と、その記事のURL(twitter上ではtwitterのURLだが、実際は、和ネットニュースのURLに自動変換されて、和ネットニュースに接続する。これはtwitterの仕様である。)を流す機能を持っている。

(3) 電気通信事業については、申立人当人の個人での届出なので、協力者がいないのは届出から明らかである。しかし、個別の案件については、当然、共同でコンテンツの制作も行うから、共同制作者と接触も当然、ある。また和ネットニュースは和ネットの報道部門であるので、当然、記事を書くために情報提供者との接触もある。通常人からすれば、当然、わかる話である。

(4) 債権者らは、サーバー内のほこりを問題にしているようだが、コンピューターはCPUが熱を持つため、それを冷やそうとするファンを持っている。稼働が激しいコンピュータは当然、ほこりのた

まり方が激しい。申立人は、冬季は室温の関係上、ほこりは放置して、夏期にさしかかるころにコンピューターの掃除を行っている。サーバーは年中無休、24時間稼働なので、通常の PC 以上に内部のほこりは貯まる。

また、サーバーが相当、旧型というが、サーバー自体、GUI を使わないので、その分、旧型でも間に合う。その旧型のサーバーをわざわざ差し押さえても、競売では、わずかな金額にしかならないのを債権者らも知っているから、目的は、業務妨害以外に考えられない。つまり、債権者らは、差押禁止動産だと知っていて、強制執行で意図的に差押禁止動産を差し押されたのである。

なお、債権者らは、申立人に差押て換金できる動産がないのも知っている。

(4) 債権者らは、ワンルームマンションの一室で業務ができないと主張しているが、本ワンルームマンションの一室は、以前は旅行代理店であった。当然、この部屋で接客も行っていた。その旅行代理店は、現在も別の場所で営業を行っている。債権者らの主張は通常人では、理解できない主張である。

3. VPSについて

VPS(バーチャル・プライベート・サーバー)は、レンタルサーバーの一形態である。当然、差押えられた申立人の設備でも、このサービスは他者に提供が可能である。それを、わざわざ、他の業者の設備を使って、このサービスを使うのが当然のように主張する、債権者らの通常人としての感覚を疑う。

まだ、レンタルサーバー業者との契約もまだ行っていない時点で、簡単に移せると主張できる根拠も不明であるし、根拠を持ちあわせていないのは明白である。ハードディスクは差押えていいから、サイトは復旧できると、債権者らは主張するが、仮に、VPS にデータを移動したとしても、本来

のサービスすべてが復活するのかどうかは、不明である。確実なのは、一部のサービスが、復活で
きるのみである。

4. 結論

債権者らは、申立人の業務を妨害するために、仮執行付判決を悪用した強制執行で、明らかに
差押禁止物件を差し押されたのは、明白である。これは、民法第一条第三項の権利の濫用である。
特に、テーブル、椅子は、業務に必要である以前に生活必需品でもある。

また稼働していたクライアントコンピューター(エプソン製)には、銀行口座やオンラインサービスの情
報が満載していた。Windowsパソコンのため、そのハードディスク内のソフトは、そのコンピュー
ターでないと稼働できない。

このようなものも平気で、差押えを行うのは、通常人の感覚ではない。むしろ反社会的と言わざる
得ない。

現在、第三者から、PCを借りて、本反論書を作成したが、やっとインターネットにつながる環境に
なっただけで、申立人の生活への支障は現在も続いている。

特に、債権者らは公益性を持つ弁護士である。弁護士がこのような違法行為を平氣で行うことには
申立人は憤りを感じる。

なお、申立人の業務は現在も停止中である。

添付資料1 平成26年9月10日付債権者の訴え変更申立書(対象7ページ)

添付資料2 平成26年9月30日付申立人提出の証拠説明書

添付資料3 平成26年12月9日付債権者の陳述書(対象5ページ)

添付資料4 平成26年12月9日付債権者の訴え変更申立書

添付書類5 2015年4月21日和ネットニュースのtwitterへの自動投稿リスト